

かがわ賃上げ環境整備応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、物価高騰等が続く中、県内事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現に向けて、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国助成金」という。）の交付を受けた事業者に対し、予算の範囲内においてかがわ賃上げ環境整備応援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業事業者」とは、厚生労働省が定める中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和8年4月22日付け厚生労働省発基0422第4号）第2条に規定する中小企業事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 香川県内に事業場を設置している中小企業事業者であること。
- (2) 国助成金について、令和8年9月1日以降に香川労働局に交付申請を行い、令和9年3月10日までに交付額確定及び支給決定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 国助成金の「令和8年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金交付額確定及び支給決定通知書）」及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳等）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、補助金交付申請日前3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした事業者でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が出資している事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (9) 県税の滞納その他県に対する債務不履行をしている事業者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象として適当でないと知事が認める事業者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する県の補助率（以下「県補助率」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額から国助成金の確定額を減じた額に別表1に定める県補助率を乗じて得た額と、別表2に定める補助金の補助上限額とを比較し、いずれか少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書兼請求書（様式1）に次の書類を添えて、令和9年3月17日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約・承諾書（様式2）
- (2) 国助成金の実績報告書（国助成金交付要綱 様式第9号）の写し
- (3) 国助成金の国庫補助金精算書（国助成金交付要綱 様式第9号別紙1）の写し
- (4) 国助成金の事業実施結果報告書（国助成金交付要綱 様式第9号別紙2）の写し
- (5) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書（国助成金交付要綱 様式第11号）の写し
- (6) 香川県税納税証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付決定又は不交付決定を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付決定を行ったときは補助金交付決定通知書（様式3）により、不交付決定を行ったときは補助金不交付決定通知書（様式4）により通知するものとする。

3 知事は、第1項の交付決定に補助金の交付目的を達成するために必要な範囲内で条件を付することができる。

4 知事は、第1項の規定により交付決定を行ったときは、補助金交付決定通知書（様式3）により申請者に通知し、当該通知を受けた申請者からの請求に基づき、速やかに補助金を支給するものとする。

5 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定したときは、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式5）により速やかに知事に報告するとともに、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の規定による申請の取下げができる期間は、補助金交付決定通知書（様式3）を受理した日の翌日から起算して10日を経過した日までとする。

(報告、資料の提出及び検査)

第8条 知事は、補助金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業

者に対し、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

- 2 知事は、前項の報告、資料の提出又は検査の結果、補助事業の適正な実施に支障があると認めるときは、当該補助事業者に対し、是正その他必要な措置を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 前条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- （4） 前条第1項の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- （5） 前条第2項の規定による是正その他必要な措置の求めに従わなかったとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を継続することが適当でないと知事が認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした場合において、当該処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（予算が不足する場合の措置）

第13条 知事は、第5条に規定する交付申請書の提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた

上で、交付申請の受付を中止し、又は期限を繰り上げて終了することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	県補助率
国の業務改善助成金の助成対象経費支出済額 ※	補助対象経費から国助成金の確定額を除いた額の 1 / 2

※国助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書（国助成金交付要綱 様式第 9 号別紙 1）の記載に基づく額。

別表 2

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引上げる 労働者数	事業所規模が 30 人以上			事業所規模が 30 人未満		
		業務改善 助成金 助成額	県補助上限額		業務改善 助成金 助成額	県補助上限額	
			国助成率 3 / 4 の事業場	国助成率 4 / 5 の事業場		国助成率 3 / 4 の事業場	国助成率 4 / 5 の事業場
50 円 以上	1 人	300,000	50,000	38,000	400,000	67,000	50,000
	2～3 人	400,000	67,000	50,000	700,000	117,000	88,000
	4～5 人	700,000	117,000	88,000	700,000	117,000	88,000
	6～7 人	900,000	150,000	113,000	900,000	150,000	113,000
	8 人以上	1,100,000	183,000	138,000	1,100,000	183,000	138,000
	10 人以上※	1,300,000	217,000	163,000	1,300,000	217,000	163,000
70 円 以上	1 人	400,000	67,000	50,000	500,000	83,000	63,000
	2～3 人	500,000	83,000	63,000	1,000,000	167,000	125,000
	4～5 人	1,300,000	217,000	163,000	1,300,000	217,000	163,000
	6～7 人	1,800,000	300,000	225,000	1,800,000	300,000	225,000
	8 人以上	2,300,000	383,000	288,000	2,300,000	383,000	288,000
	10 人以上※	3,000,000	500,000	375,000	3,000,000	500,000	375,000
90 円 以上	1 人	900,000	150,000	113,000	1,000,000	167,000	125,000
	2～3 人	1,500,000	250,000	188,000	2,400,000	400,000	300,000
	4～5 人	2,700,000	450,000	338,000	2,700,000	450,000	338,000
	6～7 人	3,600,000	600,000	450,000	3,600,000	600,000	450,000
	8 人以上	4,500,000	750,000	563,000	4,500,000	750,000	563,000
	10 人以上※	6,000,000	1,000,000	750,000	6,000,000	1,000,000	750,000

※10 人以上の上限区分は、国の定める特例事業者の要件を満たした場合に適用。